（参考）

東三河都市計画道路１・４・３号　浜松湖西豊橋道路の概要等

１　計画概要

（１）目的

三遠地域（静岡県浜松市・湖西市、愛知県豊橋市・豊川市・田原市）内の交流を促進するとともに、地域内の物流交通の発展、災害リスクの改善及び観光エリアの連絡機能強化等に寄与することを目的とする。

（２）都市計画決定権者

愛知県

（本道路は都市計画に定められる施設であり、都市計画決定権者である愛知県が都市計画手続と併せて環境影響評価手続を行う。）

（３）都市計画対象道路事業実施区域の位置

起点：静岡県と愛知県の県境、終点：愛知県豊橋市

本準備書は浜松湖西豊橋道路全線のうち、愛知県区間を対象としている。

（４）事業規模

延長：約 14.1km（静岡県区間：約 13.8km）

２　手続根拠法令

環境影響評価法（平成９年法律第 81 号）

３　経緯

2022 年３月４日　配慮書についての知事意見の通知
2024 年12 月 26 日　方法書についての知事意見の通知
2026 年６月９日　準備書の県への送付
６月 19 日　準備書の公告・縦覧（～７月 21 日）
10 月２日　審査会の開催
10 月９日　準備書に係る住民意見の概要と都市計画決定権者の見解の送付
11 月２日　浜松湖西豊橋道路部会の開催
11 月 15 日　環境影響評価に関する公聴会の開催

４　今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市長意見等を踏まえ、準備書について環境の保全の見地からの意見を都市計画決定権者に通知する。

この知事意見の通知は、都市計画決定権者から準備書に係る住民意見の概要等の送付があった日から120日以内に行う。

５　都市計画対象道路事業実施区域の位置

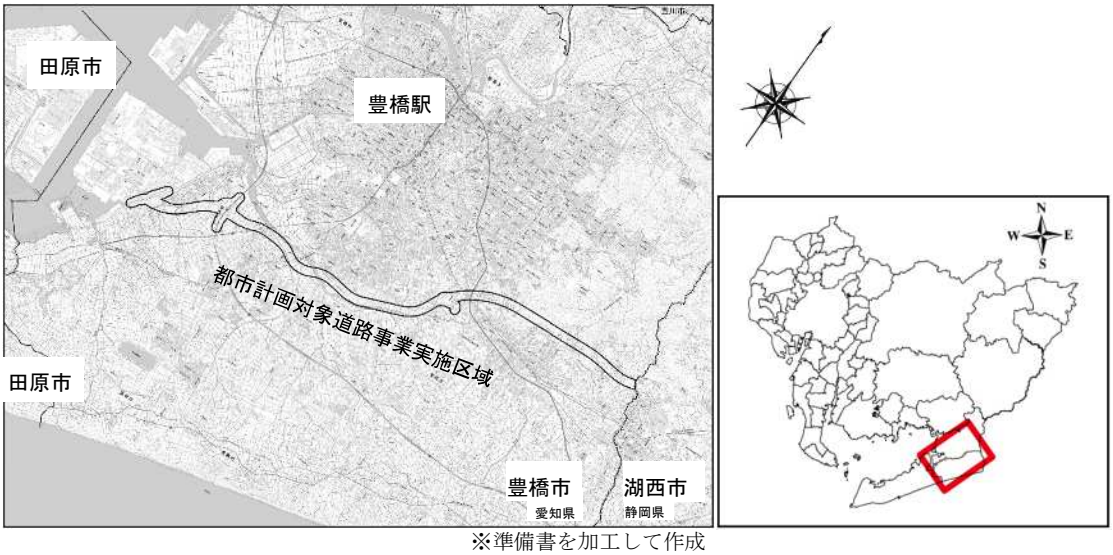

※準備書を加工して作成

（参考）
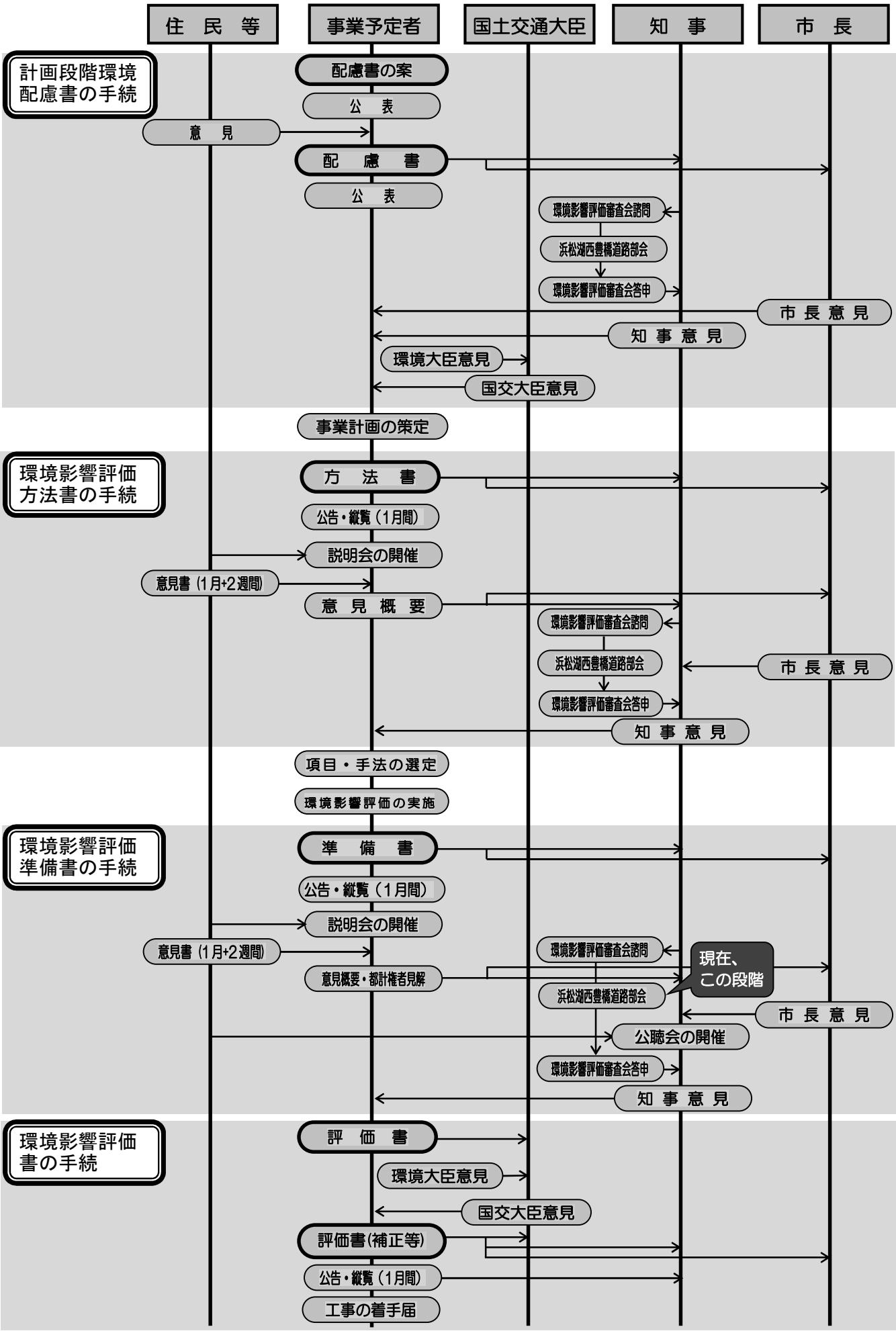
東三河都市計画道路１・４・３号 浜松湖西豊橋道路に係る環境影響評価の手続の流れ